

(表2) 金融再生法開示債権の状況 (平成14年9月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	7	206,140	24,610	82,790	98,750	2,352,060	2,558,200
長期信用銀行	2	11,350	3,250	4,690	3,410	66,480	77,830
信託銀行	5	33,330	3,760	12,140	17,430	370,080	403,420
都銀・長信銀・信託計	14	250,830	31,620	99,620	119,590	2,788,620	3,039,450
(うち主要12行)	(12)	(239,480)	(28,370)	(94,930)	(116,180)	(2,722,140)	(2,961,620)
地方銀行	64	110,550	27,430	46,620	36,500	1,265,890	1,376,440
第二地方銀行	54	39,480	10,560	17,510	11,410	400,240	439,720
地域銀行計	118	150,020	37,990	64,130	47,910	1,666,140	1,816,160
全国銀行計	132	400,850	69,610	163,750	167,500	4,454,760	4,855,610

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づき資産査定等報告書の集計。
2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
3. 破綻公表済の金融機関を除く。
4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。